



鳥取県公報

平成 20 年 4 月 1 日 (火)
第 7 9 7 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業等の廃止の届出 (210) (福祉保健課) 2
	応急入院指定病院の指定 (211) (障害福祉課) 2
	環境美化促進地区の指定の一部改正 (3 件) (212~214) (循環型社会推進課) 2
	環境美化促進地区の指定の廃止 (215) (〃) 9
	屋外広告物に係る禁止地域等の指定 (216) (景観まちづくり課) 9
	地域森林計画の変更 (2 件) (217・218) (林政課) 11
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (219) (道路建設課) 11
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (220) (東部総合事務所福祉保健局) 11
	指定居宅サービス事業者の廃止 (221) (〃) 12
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (222) (〃) 12
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (223) (中部総合事務所福祉保健局) 13
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (224) (西部総合事務所福祉保健局) 13
	指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (225) (〃) 13

告 示

鳥取県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	いくのさん家分所介護ホーム季楽々	鳥取市湖山町北一丁目664	平成20年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	いくのさん家分所介護ホーム季楽々	鳥取市湖山町北一丁目664	平成20年4月1日

鳥取県告示第211号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	指 定 期 間
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
特定・特別医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	〃
医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319 - 1	〃

鳥取県告示第212号

平成9年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前																							
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 指定する地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>市町村</th> <th>地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			地区名	市町村	地区の区域				<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所並びに<u>関係市役所及び町村役場</u>に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 指定する地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>市町村</th> <th>地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市福部砂丘地区</td> <td>鳥取市</td> <td> 1 県道湯山鳥取線の次の区間 起点 鳥取市福部町湯山2164 774地先 終点 鳥取市福部町湯山2083 13地先 2 県道鳥取砂丘細川線の次の区間 起点 県道湯山鳥取線 終点 鳥取市福部町湯山2164 804地先 3 鳥取市福部町湯山の一部 </td> </tr> <tr> <td>鳥取市河原町桜づつみ河川公園地区</td> <td>鳥取市</td> <td> 1 鳥取市河原町曳田23 1地先（河原町桜づつみ河川公園（河原中学校前公園）の区域） 2 鳥取市河原町渡一木277地先（河原町桜づつみ河川公園（河原町総合支所裏公園）の区域） 3 1と2を結ぶ道路 </td> </tr> <tr> <td>鳥取市佐治町辰巳峠地区</td> <td>鳥取市</td> <td> 国道482号の次の区間 起点 鳥取市佐治町栃原399 3地先 終点 岡山県との県境 </td> </tr> <tr> <td>鳥取市佐治町さじアストロパーク地</td> <td>鳥取市</td> <td> 1 県道小河内加茂線の次の区間 起点 国道482号 終点 さじアストロパー </td> </tr> </tbody> </table>			地区名	市町村	地区の区域	鳥取市福部砂丘地区	鳥取市	1 県道湯山鳥取線の次の区間 起点 鳥取市福部町湯山2164 774地先 終点 鳥取市福部町湯山2083 13地先 2 県道鳥取砂丘細川線の次の区間 起点 県道湯山鳥取線 終点 鳥取市福部町湯山2164 804地先 3 鳥取市福部町湯山の一部	鳥取市河原町桜づつみ河川公園地区	鳥取市	1 鳥取市河原町曳田23 1地先（河原町桜づつみ河川公園（河原中学校前公園）の区域） 2 鳥取市河原町渡一木277地先（河原町桜づつみ河川公園（河原町総合支所裏公園）の区域） 3 1と2を結ぶ道路	鳥取市佐治町辰巳峠地区	鳥取市	国道482号の次の区間 起点 鳥取市佐治町栃原399 3地先 終点 岡山県との県境	鳥取市佐治町さじアストロパーク地	鳥取市	1 県道小河内加茂線の次の区間 起点 国道482号 終点 さじアストロパー
地区名	市町村	地区の区域																								
地区名	市町村	地区の区域																								
鳥取市福部砂丘地区	鳥取市	1 県道湯山鳥取線の次の区間 起点 鳥取市福部町湯山2164 774地先 終点 鳥取市福部町湯山2083 13地先 2 県道鳥取砂丘細川線の次の区間 起点 県道湯山鳥取線 終点 鳥取市福部町湯山2164 804地先 3 鳥取市福部町湯山の一部																								
鳥取市河原町桜づつみ河川公園地区	鳥取市	1 鳥取市河原町曳田23 1地先（河原町桜づつみ河川公園（河原中学校前公園）の区域） 2 鳥取市河原町渡一木277地先（河原町桜づつみ河川公園（河原町総合支所裏公園）の区域） 3 1と2を結ぶ道路																								
鳥取市佐治町辰巳峠地区	鳥取市	国道482号の次の区間 起点 鳥取市佐治町栃原399 3地先 終点 岡山県との県境																								
鳥取市佐治町さじアストロパーク地	鳥取市	1 県道小河内加茂線の次の区間 起点 国道482号 終点 さじアストロパー																								

岩美町鴨が磯・城原地区	岩美町	1 県道網代港岩美停車場線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字網代635地先 終点 岩美郡岩美町大字田後574 1地先 2 1に接する鴨が磯展望駐車場及び城原駐車場	区	クの入口
			2 鳥取市佐治町高山の一部（さじアストロパークの区域）	
略	略	略	岩美町鴨が磯・城原地区	1 県道網代港岩美停車場線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字網代635地先 終点 岩美郡岩美町大字田後574 1地先 2 1に接する鴨が磯展望駐車場及び城原駐車場
			略	略
(2) 略			(2) 略	

鳥取県告示第213号

平成10年鳥取県告示第589号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前															
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 指定する地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>市町村</th> <th>地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	地区名	市町村	地区の区域				<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 指定する地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>市町村</th> <th>地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市樽谿公園地区</td> <td>鳥取市</td> <td> 1 樽谿公園の一部 2 県道樽谿神社線の次の区間 起点 樽谿神社入口 終点 鳥取市上町92地先 </td> </tr> <tr> <td>鳥取市鳥取砂丘地</td> <td>鳥取市</td> <td>1 鳥取市浜坂字東浜の一部（鳥取砂丘文芸広場の</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	市町村	地区の区域	鳥取市樽谿公園地区	鳥取市	1 樽谿公園の一部 2 県道樽谿神社線の次の区間 起点 樽谿神社入口 終点 鳥取市上町92地先	鳥取市鳥取砂丘地	鳥取市	1 鳥取市浜坂字東浜の一部（鳥取砂丘文芸広場の
地区名	市町村	地区の区域														
地区名	市町村	地区の区域														
鳥取市樽谿公園地区	鳥取市	1 樽谿公園の一部 2 県道樽谿神社線の次の区間 起点 樽谿神社入口 終点 鳥取市上町92地先														
鳥取市鳥取砂丘地	鳥取市	1 鳥取市浜坂字東浜の一部（鳥取砂丘文芸広場の														

					<p>区域)</p> <p>2 鳥取市浜坂字柳茶屋の一部 (柳茶屋キャンプ場及びサイクリングターミナル砂丘の家周辺の区域)</p> <p>3 市道浜坂二号線の次の区域</p> <p>起点 県道湯山鳥取線</p> <p>終点 鳥取市浜坂字東浜 1390 268</p>
	鳥取市久松公園地区	鳥取市			<p>1 久松公園の一部</p> <p>2 市道山の手通りの次の区間</p> <p>起点 鳥取市東町二丁目 201地先</p> <p>終点 鳥取市東町三丁目 301地先</p>
	鳥取市白兔海岸地区	鳥取市			<p>1 国道9号の次の区間</p> <p>起点 鳥取市伏野字砂浜 2258</p> <p>終点 白兔トンネル東側入口</p> <p>2 市道白兔1号線の次の区間</p> <p>起点 白兔トンネル東側入口</p> <p>終点 鳥取市小沢見字長田尻577 11</p> <p>3 市道白兔2号線の次の区間</p> <p>起点 鳥取市白兔字白浜 688 1地先</p> <p>終点 鳥取市白兔字杖突 911 1</p> <p>4 1の北側5メートルの区域</p> <p>5 1、3及び内海川に囲まれた区域</p> <p>6 ハマナス自生南限地帯</p>
	鳥取市岩戸地区	鳥取市			<p>1 県道鳥取砂丘細川線の次の区間</p> <p>起点 鳥取市福部町細川 726 630</p> <p>終点 市道岩戸港線</p> <p>2 市道岩戸港線の全線</p>

		<p>3 市道細川岩戸線の次の区間 起点 市道岩戸港線 終点 鳥取市福部町岩戸124 24地先</p> <p>4 岩戸漁港臨港道路の全線</p> <p>5 鳥取市福部町岩戸124 24地先 (いさりび広場及び夢シップ広場周辺の区域)</p>
鳥取市河原中央公園地区	鳥取市	<p>1 市道河原谷一木線の次の区間 起点 県道郡家鹿野気高線 終点 河原中央公園進入路</p> <p>2 鳥取市河原町谷一木及び河原町渡一木の一部分 (河原中央公園の区域)</p>
鳥取市用瀬町市道屋住佐治線地区	鳥取市	<p>1 市道屋住佐治線の全線</p> <p>2 1に接する展望駐車場及び待避所</p>
鳥取市市道佐治用瀬線地区	鳥取市	<p>1 市道佐治用瀬線の全線</p> <p>2 1に接する待避所</p>
鳥取市鹿野町健康と福祉の里地区	鳥取市	<p>1 鳥取市鹿野町今市の一部 (健康と福祉の里の区域)</p> <p>2 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447 10地先 (河内川河川公園の区域)</p> <p>3 県道郡家鹿野気高線の次の区間 起点 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447 10地先 終点 鳥取市鹿野町今市字大立642 3地先</p>
鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区	鳥取市	<p>1 国道9号の次の区間 起点 平成16年11月1日市町村合併前の気高町との境界 終点 湯梨浜町との境界</p>

岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	岩美町	1 県道大羽尾小羽尾線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字大羽尾193地先 終点 国道178号	岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	岩美町	2 1の北側の区域
		2 国道178号の次の区間 起点 県道大羽尾小羽尾線 終点 岩美郡岩美町大字小羽尾42 2地先 起点 岩美郡岩美町大字陸上999 3地先 終点 兵庫県との県境			1 県道大羽尾小羽尾線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字大羽尾193地先 終点 国道178号
略			略		
(2) 略			(2) 略		

鳥取県告示第214号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
			鳥取市国府町万葉の里地区	鳥取市	1 鳥取市国府町町屋の一部（鳥取市因幡万葉歴史館、鳥取市食文化体験施設万葉の館及び史跡公園周辺の区域）

		<p>2 袋川左岸堤防の次の区間（鳥取市桜つつみ公園及び鳥取市水辺の楽校の区域を含む。） 起点 国府中央橋 終点 国府橋</p> <p>3 市道町屋10号線の次の区間 起点 鳥取市国府町町屋字中石倉142 終点 市道庁6号線</p> <p>4 市道庁6号線の次の区間 起点 市道町屋10号線 終点 鳥取市国府町町屋字一丁田69</p>
鳥取市鳥取砂丘オアシス広場地区	鳥取市	<p>1 鳥取砂丘オアシス広場及び駐車場</p> <p>2 市道浜湯山海岸線の次の区間 起点 県道鳥取砂丘細川線 終点 鳥取市福部町湯山2164 822地先</p> <p>3 1、2及び県道鳥取砂丘細川線に囲まれた区域</p> <p>4 県道鳥取砂丘細川線の次の区間の車道と同車道の南側の遊歩道とに狭まれた区域並びに同遊歩道及びその南側5メートルまでの区域 起点 鳥取市福部町湯山字高濱2164 773地先 終点 鳥取市福部町湯山字高濱2164 803地先</p>
鳥取市用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区	鳥取市	<p>1 県道智頭用瀬線の次の区間 起点 鳥取市用瀬町赤波字ハル谷1512 終点 鳥取市用瀬町赤波字渡瀬1503</p> <p>2 1に接する赤波川</p>
鳥取市浜村ふれあ	鳥取市	<p>1 市道浜村温泉みどり1号線の次の区間</p>

倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	倉吉市	1 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区の区域 2 市道仲ノ町明治町二丁目線の次の区間 起点 県道倉吉福本線 終点 市道東仲町住吉町線 3 県道倉吉福本線の次の区間（北側歩道に限る。） 起点 市道仲ノ町明治町二丁目線 終点 市道仲ノ町明治町線 4 倉吉市仲ノ町及び東仲町の各一部（つつじ公園及びポケットパーク周辺の区域）	いの道地区	倉吉市	起点 国道9号 終点 県道郡家鹿野気高線 2 鳥取市気高町新町三丁目の一部（新町1号公園の区域） 3 鳥取市気高町北浜三丁目の一部（北浜公園の区域） 1 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区の区域 2 市道仲ノ町明治町二丁目線の次の区間 起点 県道倉吉福本線 終点 市道東仲町住吉町線 3 県道倉吉福本線の次の区間（北側歩道に限る。） 起点 市道仲ノ町明治町二丁目線 終点 市道仲ノ町明治町線 4 倉吉市仲ノ町及び東仲町の各一部（つつじ公園及びポケットパーク周辺の区域）
略	略				
2 略	2 略				

鳥取県告示第215号

平成14年鳥取県告示第163号（環境美化促進地区の指定について）は、廃止する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第216号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;">略 西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道373号</td> <td style="text-align: center;">八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;">西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで 略</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道9号	略 西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで 略	略		一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5地先まで	略		路線名	区 間	略		一般国道9号	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで 略	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;">略 西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道373号</td> <td style="text-align: center;">八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5地先まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;">西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで 略</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道9号	略 西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで 略	略		一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5地先まで	略		路線名	区 間	略		一般国道9号	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで 略
路線名	区 間																																				
略																																					
一般国道9号	略 西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで 略																																				
略																																					
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5地先まで																																				
略																																					
路線名	区 間																																				
略																																					
一般国道9号	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 - 1地先から鳥根県との県境まで 略																																				
路線名	区 間																																				
略																																					
一般国道9号	略 西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで 略																																				
略																																					
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5地先まで																																				
略																																					
路線名	区 間																																				
略																																					
一般国道9号	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から鳥根県との県境まで 略																																				

略		略	
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1 地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5 地先まで	一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1 地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5 地先まで
(2) ~ (6) 略		(2) ~ (6) 略	

鳥取県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第218号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画道路事業 3・4・9号上井羽合線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人山本外科 内科医院 理事長 山本 穰	鳥取市末広温泉町 125 - 2	指定通所リハビリテーション事業所山本外科内科	鳥取市末広温泉町125 - 2	平成18年4月1日

鳥取県告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
今宮 義昭	鳥取市湖山町北六丁目403	今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目330 - 16	居宅療養管理指導	平成20年2月29日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	鳥取医療生協ヘルパーステーションたんぼ	鳥取市末広温泉町211	訪問介護	平成20年3月31日

鳥取県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
今宮 義昭	鳥取市湖山町北六丁目403	今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目330 - 16	介護予防居宅療養管理指導	平成20年2月29日

鳥取医療生活協 同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉 町566	鳥取医療生協ヘルパ ーステーションたん ぼぼ	鳥取市末広温泉町 211	介護予防訪問 介護	平成20年3月31 日
----------------------------------	-----------------	------------------------------	-----------------	--------------	----------------

鳥取県告示第223号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ハッピーバーディ ー	東伯郡湯梨浜町大字 長和田1835 - 1	就労継続支援	平成20年4月 1日
株式会社わか とり	米子市大崎1404	株式会社わかとり ハートステーショ ン倉吉	倉吉市清谷325	居宅介護、重度 訪問介護	〃

鳥取県告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表 者の氏名）	住所（主たる事務 所の所在地）	居宅サービス事業を行 う事業所の名称	居宅サービス事業を行 う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人日翔会 理事長 湖山 泰成	日野郡日野町根雨 730	福祉用具貸与販売事業 所あいご	日野郡日野町根雨899 - 1	平成20年3月21日

鳥取県告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所 の所在地）	介護予防サービス事業 を行う事業所の名称	介護予防サービス事業 を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人日翔会 理事長 湖山 泰成	日野郡日野町根雨 730	福祉用具貸与販売事業 所あいご	日野郡日野町根雨899 - 1	平成20年3月21日